## 由良川流域懇談会 規約 新旧比較表

現行規約	改定案
(名称) 第1条 本会は、「由良川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。	現行のまま
(設置目的) 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として設置する。	(設置目的) 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として <mark>近畿地方整備局長が</mark> 設置する。
ー 懇談会は、「由良川水系河川整備計画」に基づく、由良川の河川整備を推進するにあたり、「人と川との関わり方」「川づくりのあり方」などにつき、流域住民、関係自治体など流域との連携交流を図るための、意見交換会・討論会などを実施する。	現行のまま
二 懇談会は、「河川法」(昭和39年法律第167号)にもとづく「由良川水系河川整備計画」の変 更について意見を述べたり点検を行うほか、「行政機関の行う政策の評価に関する法律」(平 成13年法律第86号)にもとづく再評価や事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委 員会」に代えて審議を行う。	二 懇談会は、「河川法」(昭和39年法律第167号)にもとづく「由良川水系河川整備計画」( <mark>変更)【原案】</mark> について意見を述べたり点検を行うほか、「行政機関の行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)にもとづく再評価や事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に代えて審議を行う。
(組織等) 第3条 懇談会の委員は、由良川に関し学識経験などを有する者のうちから、近畿地方整備局 長が委嘱する。	現行のまま
2 懇談会には、委員のほか顧問を設けることとし、近畿地方整備局長が委嘱する。	削除
3 委員及び顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。	2 委員 <mark>及び顧問</mark> の任期は2年とし、再任は妨げない。
	(追加) 3 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、懇談会の委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。
(座長) 第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。	現行のまま
2 座長は、懇談会を総括し、委員を代表する。	2 座長は、会務を総括し、 <mark>懇談会</mark> を代表する。
3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	現行のまま
(顧問) 第5条 顧問は、座長の判断により必要な場合及び第2条第二号に規定する審議等を行う場 合には、懇談会に出席する。	削除
(運営) 第6条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。	(運営) 第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。
2 懇談会は、第2条第二号に規定する審議等を行う場合には、顧問及び委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、顧問及び委員の代理出席は認めない。	2 懇談会は、第2条第二号に規定する審議等を行う場合には、 <mark>顧問及び</mark> 委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、 <del>顧問及び</del> 委員の代理出席は認めない。
	(追加) 3 懇談会は、出席委員の過半数をもって意志決定を行う。(同数の場合は座長の裁量に委ねる。)なお、少数意見については懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
	(追加) 4 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、座長の許可を得たとき、説明や意見の表明ができる。
	(追加) 5 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)事ができる。
(情報公開) 第7条 懇談会及び懇談会の審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法につ いては懇談会でこれを定める。	(情報公開) 第6条 懇談会及び懇談会の審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。
2 懇談会の事務局は、前項で定められた内容について必要な措置を講ずる。	現行のまま
(事務局) 第8条 懇談会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置き、懇 談会の庶務を処理する。	(事務局) 第7条 懇談会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置き、懇 談会の庶務を処理する。
(規約の改正) 第9条 本規約の改正は、顧問及び委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。	(規約の改正) 第 <mark>8</mark> 条 本規約の改正は、 <mark>顧問及び</mark> 委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。
(その他) 第10条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に 踏って定める。	(その他) 第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に 諮って定める。
附則 (施行期日) この規約は、平成16年3月23日から施行する。	附則 (施行期日) この規約は、平成16年3月23日から施行する。 この規約は、平成〇年〇月〇日 改正。